

地域雇用開発助成金の概要

【地域雇用開発奨励金】

同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対し、設置・整備費用及び増加した労働者の人数に応じて一定額を助成

- ・助成額：50万円～800万円
(大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しては1億円又は2億円)
- ・助成期間：3年間
- ・中小企業事業主の特例：中小企業事業主の場合は、1年目に1回の助成額の1/2を上乗せ
- ・創業の特例：創業の場合は、1年目に1回の助成額の1/2を上乗せ
- ・戦略産業雇用創造プロジェクトに参画する事業主にあつては、雇入れ一人当たり50万円を追加

【沖縄若年者雇用促進奨励金】

事業所の設置又は整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者（新規学卒者を除く。）を3人以上雇い入れ、その定着を図る県内の事業主に対し、当該雇用した者に対して支払った賃金に相当する額の1/4（中小事業主については1/3）を助成

- ・助成期間：1年間（ただし、労働者の定着状況が良好な事業主に対しては、2年間）
※2年目については、賃金に相当する額の1/3（中小企業については1/2）を助成
- ・中小企業事業主にあつては、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者に加え、計画期間に沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた場合、当該雇用した新規学卒者に支払った賃金に相当する額の1/3を助成（1年に限る）